

別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考
- 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
 - 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
 - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。